

第 1 5 5 回

群馬県都市計画審議会

議 事 録

開催日時 平成 2 2 年 1 2 月 2 1 日 (火)
午後 1 時 3 0 分 ~ 2 時 3 0 分
場 所 群馬県庁 2 9 階第 1 特別会議室

第155回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成22年12月21日(火) 午後1時30分～午後2時30分
- 2 場 所 群馬県庁(29階)第1特別会議室
- 3 出席委員 丸山和貴、田中麻里、木村 榮、遠藤ひとみ、森田哲夫
菊川 滋(代理 稲野 茂)、宮本敏久(代理 村松 秀夫)、
真塩 卓、平田英勝、狩野浩志、萩原 渉、後藤 新
- 4 欠席委員 原田寛明、小山 洋、新井晟久
- 5 事務局幹事出席者
(都市計画課)堺課長 高坂次長 今井次長
(建築住宅課)佐藤次長
- 6 補助説明者 前橋市都市計画部建築指導課 松嶋宗一
- 7 議案
第1号議案 前橋都市計画道路(3・2・1号前橋駅通線)の変更について
第2号議案 甘楽都市計画道路(3・4・6号小川塩畑堂線)の変更について
第3号議案 前橋都市計画区域内(駒形町)産業廃棄物処理施設の敷地位置について
- 8 議事概要 別紙のとおり

第155回群馬県都市計画審議会 議事概要

1 開会

(事務局)

大変お待たせ致しました。ただ今から、第155回群馬県都市計画審議会を、開会いたします。私は、群馬県都市計画課長の堺でございます。まず、委員の皆様の出席状況について、御報告致します。本日、御出席をお願い致しました委員の皆様は15名でございますが、現在10名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第五条第一項の規定による定足数(2分の1以上)に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、丸山会長から御挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

(丸山会長)

本日は、年末の大変お忙しいところ、先生方大変ありがとうございました。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議案件3件でございます。

事前に委員の皆さんにお配りした議案は4件ございましたが、そのうち1件は次回以降の審議とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

次に、本日の議事録署名人2名を指名させていただきますので、御了承をお願いいたします。田中委員さんと、木村委員さんをお願いいたします。

3 議事

(議長)

それではただ今から議事に入ります。

本日の議案は、3件とも単独上程といたします。

議案の説明は、幹事から致しますが、議案によっては関係者の方に補助説明をお願いする場合もございますので、御了承を願います。

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願いしたいと思います。事務局の説明を求めます。

(事務局)

本日上程の議案はいずれも、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれておりません。

従いまして、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを御提案申し上げます。

(議長)

ただ今の事務局の説明のとおり、公開するというところで、よろしゅうございますか。

(異議なしの声)

(議長)

それでは、御異議もないようですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開とし、いずれの議案も傍聴を認めることと致します。事務局は傍聴者を入場させて下さい。

(傍聴者・報道関係者入場)

(議長)

それでは事務局から本日の傍聴者について御報告願います。

(事務局)

本日の傍聴者は一般の傍聴者が2名、報道関係者が1名でございます。

(議長)

傍聴の皆様には、先程事務局からお配りをいたしました傍聴要領をよく読んで遵守してください。また、傍聴要領に反する行為をした場合には、退場していただくことがありますので御注意ください。

報道関係の方は今から写真撮影を許可致しますので、御願います。

(報道関係者の写真撮影)

第1号議案「前橋都市計画道路(3・2・1号前橋駅通線)の変更について」

(議長)

それでは、議案の審議に入りたいと思います。第1号議案「前橋都市計画道路(3・2・1号前橋駅通線)の変更について」を上程いたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは、第1号議案「前橋都市計画道路(3・2・1号前橋駅通線)の変更について」を御説明します。お手元の議案書1・2ページを御覧下さい。

本議案は、都市計画法第11条に規定する都市計画施設の中の「道路」を変更するもので、既存駅前広場区域を8,100㎡から11,000㎡に拡大するものです。

議案添付図面の図-1又はスクリーンを御覧下さい。

総括図として、今回変更する前橋駅通線の位置を示しています。赤線で囲んだ区域が今回変更する駅前広場の区域となります。

次に、具体的な変更理由と前橋駅通線の概要を説明します。添付図面の図-2又はスクリーンを御覧下さい。

前橋駅通線は、前橋駅と国道50号を結ぶ延長約500mの幹線道路であり、起点部の駅前広場区域も含めて都市計画決定されています。

今回の変更は、前橋市が実施する「前橋駅北口広場整備」の事業実施に伴い駅前広場を拡大する都市計画変更案が、前橋市より申し出された事から行うものです。

スクリーンを御覧下さい。参考として現在の前橋駅前広場の平面図を示しています。現在の前橋駅北口広場のロータリーには島式のバス停がありますが、バス利用者が車道を横断するなど、安全性と利便性に問題がある状況となっています。

図 - 3 又はスクリーンを御覧下さい。参考として変更後の、駅前広場の平面図を示しています。

黄色の線が現在の北口広場部分であり、赤色の線が今回の変更案の部分です。面積については現在の約 8,100 m²から約 11,000 m²に拡張になり、約 2,900 m²の増加となります。

変更後は、歩行者優先の動線を確保するため、一般車両エリア、公共交通エリアに分離し、車道を横断しないでバス利用ができるよう再整備する他、中央広場の設置により、駅から中心市街地けやき並木への連続性を確保し、駅周辺のにぎわいの創出を図るものです。

スクリーンを御覧下さい。駅前広場整備後のイメージ図として、前橋市より参考に提供されたものです。

これまでの図面とは向きが逆になっていますが、向かって右側がバスやタクシーが利用する「公共交通エリア」、左側が一般客が利用する「一般車両エリア」となります。また両エリアの間には「中央広場」が整備される計画です。

お手元の添付図面の図 - 4 又はスクリーンを御覧下さい。

ただいま説明しました、第 1 号議案については、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行ったところ、1 件の公述の申し出がありましたので、その内容について説明します。お手元の参考資料の 1 頁または正面のスクリーンをご覧下さい。

今回の公述意見に対する県見解の作成にあたっては、事業者かつ都市計画案の申し出者である「前橋市」の見解を踏まえ、群馬県の見解を作成しています。

公述意見の要旨としては概ね次のとおりです。

「歩行者動線に配慮して、駅出口、歩行者通路及びケヤキ通りまでを直線的に配置して欲しい」など、全体的に駅前広場整備事業に関する意見でした。

この意見に対する群馬県の見解は、今回の都市計画変更は、前橋市が実施する「前橋駅北口広場整備」の事業計画をもとに、駅前広場区域を拡大する変更案が、前橋市より県あて申し出された事から行うものです。前橋駅北口広場の規模については、市や県、JR、バス協会及び商工会議所などが参加した「前橋駅前北口広場整備検討会」によって検討された結果を受けて決められたものであり、今回の都市計画変更案についても、適切な規模であると考えられることから都市計画変更を行うものです。また、施設のレイアウト等、事業に関するご意見については、都市計画案の申し出者であり事業者でもある前橋市の見解を確認しています。というものです。

なお、事業内容に関する個別の意見については、前橋市の見解としてお手元の A 4 判参考資料の 2 頁から 3 頁に整理されています。

ただ今ご説明した公述意見に対する群馬県及び前橋市見解並びに、閲覧を経て決定した都市計画の案について、都市計画法第 17 条第 1 項の規定による縦覧に供したところ、意

見書の提出はありませんでした。

以上で第1号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程お願いします。

(議長)

それでは、本案についてご意見、ご質問等があればお願いします。

(萩原委員)

参考までにお聞きしたいのですが、前橋の駅前と中心街を結んでいる前橋駅通線につきまして、今まで一番懸案になっておりますのが50号との五差路です。この交差点についての考え方、当然都市計画ですから、駅前とその中心街を結ぶ五差路についての今まで検討してきた内容を分かる範囲で教えて欲しい。

(事務局)

五差路につきましては、国土交通省とも道路整備課とも調整しまして、今年国土交通省の方で五差路周辺の歩行者の流れの調査などを行いまして、今後の方針の検討を始めている状況です。

(菊川委員(代) = 高崎河川国道事務所長)

五差路の箇所は複雑であり、また歩行者動線としてもあまり宜しくないということで、特に前橋市さんの方から要請がありまして、過去から色々な検討を進めているのですが、今回新たに交通管理者ということで県警さんも交えて、あと関係行政機関であります、前橋市、群馬県、国土交通省、この四者による協議ということで半年ぐらい前から改めて検討し、まずは歩行者の動線が実体上どうなっているかという調査をつい先日行ったところでして、またそういう結果を踏まえて現時点では事務的にどのように歩行者動線を改善していこうかという短期的な目標について検討しています。

ただ現時点では方向性というか、具体的に報告出来る形でまとまっておりませんので、それは然るべきタイミングになりましたら広く関係の皆様にお示しした上で進めて参りたいと思います。

(狩野委員)

その時に、公共交通の利便性を高めるという中で、高齢化時代を迎えておりまして、上毛電鉄の前橋駅乗り入れもやはり将来的には考えていかないと、今後上電を赤字で市長が支援をしている訳なので、その辺も是非、今後視野に入れながらその五差路の改良をお願いしたいということで要望させていただきます。

(森田委員)

今回の都市計画変更と五差路についてはしないということなので本題ではないかも知れないですけど、歩行者だけじゃなくて自動車の流動、この五差路が全国的にも注目される所なので、是非自動車の流動もチェック、シュミレーションしてご検討頂きたいなと思います。

(菊川委員(代) = 高崎河川国道事務所長)

先程、歩行者ということで申しましたけれども、歩行者が平面横断などすると、やはりそれは自動車交通の影響が出るということで、歩行者自動車含めての動線といいますか交通の阻害にならないようにそういった改善が出来るかと思えます。

(森田委員)

それにシュミレーションの手法も最近改善されてますから是非そういうのを使って。

(萩原委員)

前橋の駅前広場を検討していくということは、当然前橋駅と中心街の問題、そして上電の駅とのアクセスの問題、更にその五差路の問題という、そういったことをトータルで考えていかないと、実はこの駅広の中身について私はちょっと決まってるのかなという考え方があったものですから、その辺をお聞きしたんですけども、例えば新交通といったお話がありましたけども、そういったことが将来的に上電と中心街を結んでいくとなると、またこの辺はそれで計画がもう一度見直してくるということになるんですよ。その辺の議論は今まであったのか、またそういったことがこの中に反映されているのかお聞きしたいんですけど。

(前橋市)

そこまで将来的な上毛電鉄の前橋駅乗り入れを想定した計画ではございません。あくまでも今回の駅前広場のリニューアルは、駅の利便性確保という観点でこうなっております。以上でございます。

(議長)

本案はこの南側に施設を広げるということになっている訳ですけど、他に質問はございますか。

(森田委員)

今ご説明頂いた中で、都市計画決定権者からの公述意見に対する見解については説明がありましたけれども、市の見解については特にご説明がありませんが、よく聞けばかなり重要なご意見が入っているような気がするのですけれども。

今、既に整備事業が入っている中で、意見の中にもありましたけれども、都市計画決定をするのは遅いような気がするのですけれども、その経緯についてご説明をお願いします。

(前橋市)

現在、都市計画決定をいただく前に来年のデスティネーションキャンペーンに向けて工事の方は実施しております。今回の変更につきましては、この工事の実際の計画と都市計画を整合させるという意味でございます。

こういった道路の整備は、都市計画法での整備と道路法による整備がございます。現在

私どもが行っている工事は、道路法に基づいて広場の整備をさせて頂いております。

(森田委員)

バリアフリー法の年限が10年に迫っているということは関係ないのですか。

(前橋市)

バリアフリー法ともリンクしております。実際の整備の具体的な仕様につきましてはバリアフリー法に基づいた仕様になっております。

(森田委員)

今年度限りだからってことでやってるんですね。

県の見解の方にありました適正な規模、これは多分面積のことを言っておられると思うのですけれども、変更について適正な規模だと算定した方法について教えて下さい。

(事務局)

規模について適正という意味は、この駅前広場を検討するに当たって、前橋市さんと県とJRさんなどが加わった検討委員会にて検討されていますが、その中でも何案か現状の面積、もう少し大きいもの、今回の地図など、検討会の中で検討された案が申し出されているということで、適切な規模であると判断いたしました。

検討会で検討された各案について、どういう規模で判断されたのか前橋市さんにご説明頂ければと思いますが、よろしいでしょうか。

(前橋市)

広場の規模でありますけれども、先ほどの図面にありますように、今回は従来の島式のバス停、その解消というのがまず一点ございます。そしてバス協会さんとも色々話した中で到着のバスバース2バース、それと乗車用のバスバース6バース、それらを確保しますと、図面の左側にありますような公共交通エリアになる広場面積というのが自ずから決まって参ります。

それと右手の方、一般車の駐車スペースがございます。一般者用の中程に8台の駐車スペースを新たに今回の広場整備で設けました。こういったことから、必然的に今回の広場の面積を11,000㎡とすることが最適と判断をしたということでございます。

(森田委員)

算定式は、何を使用しましたか？

(前橋市)

算定式につきましては、20年度の1日の平均の乗降者数に基づきまして、判定しておりますが、その面積と今回の11,000㎡というのは必ずしも一致はしていませんが、算定式というのはあくまでもJRの方で試算したものです。

(森田委員)

多分92年式じゃないかと思うのですが。

(前橋市)

28年式です。

(森田委員)

92年だと思うのですが。28年式だとこんな大きな面積が出るわけないので。

ということが検証されてもいいと思うのですが。説明されないと分からないなと思ひまして。

そしてもう一つ、タクシーバースはどこについているのでしょうか。

(前橋市)

先ほどの駅前広場研究委員会の算定式です。

使用しておりますのは昭和28年式ということで算出しています。

ただ、その平積については使っていませんので、実際には今回の11,000㎡とは違うという。

(森田委員)

とすると、根拠がなくなってしまう気がしますが、いかがでしょうか。充分広いとは思いますが、あとで将来を見据えて、また変更となると大変な話になるので、充分取られてるかという確認です。

(前橋市)

先ほどの算定式の根拠となっておりますのは、JRの費用負担の方の根拠になっておりまして、今回の平積につきましては先ほど申し上げたとおり、バスの乗降のタイプの見直しとか、一般車エリアの関係ですとかで、11,000㎡ということになりました。

(森田委員)

多分ちゃんと算定されていると思うのですが、ご説明できるようにされておいた方がいいと思います。

もう一つタクシーバースはどこなんですか。

(前橋市)

タクシーバースは公共交通の方にございまして、図の下の四角いメッシュのものがございまして、その「バス」と書いてある右手のところ、ここがタクシーの降車のバースでございまして、左手のバスと、その更に図面でいう左、西になりますけど、このカーブの部分に乗車用のタクシーのバースがございまして。

(森田委員)

待ちが18バースあるということですね。真ん中のところに18あるという。

(前橋市)

はい、さようでございます

(遠藤委員)

どう考えても一般の車両の駐車場が8台分っていうのが少ないような気がするのですが、前はイトーヨーカドーがあったのでイトーヨーカドーの駐車場に停めて、失礼しますという感じで駅の方も利用出来たんですけども、何で8台しか作らないのですか。

(前橋市)

その件につきましては、従前、前橋駅の北口広場には一般車の駐車スペースというのはありませんでした。ご指摘のとおり、イトーヨーカドーその他に停めておりました。今回の、一般車のエリアに駐車場を設けた理由でございますけれども、まず一点は、駅構内に用事のある方、その方が短時間停めて利用して頂く、そういう目的で8台分設置いたしました。この図面の左の下の方に北口駐車場というのがございます。これは前橋市で経営している平面の駐車場でございまして、ここにも駐車をして頂くという考えでございまして、北口駐車場につきましても、一般停止エリアの8台分の駐車場につきましても、現在、前橋市では20分間無料で停めていただこうと考えています。以上です。

(議長)

それでは本案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長)

御異議ないものと認めまして、本案は、原案のとおり決定いたします。

第2号議案「甘楽都市計画道路(3・4・6号小川塩畑堂線)の変更について」

(議長)

次に、第2号議案「甘楽都市計画道路(3・3・6号小川塩畑堂線)の変更について」を上程いたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

2号議案の説明に入る前に、資料の修正をさせていただきます。議案添付図面の図-5総括図をご覧ください。

図面では254バイパスの線が、今回変更する小川塩畑堂線までで止まっていますが、現状は図面の右端まで整備が終わっています。また、図面中央上段に表示されている変更

前と変更後の都市計画道路名が、両方とも3・4・6号となっておりますが、変更後については3・6・6号が正しい名称となります。

スクリーンに修正後の総括図を示しておりますのでご覧ください。

事務局の不手際で申し訳ありませんが、お詫びの上、訂正させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

それでは、第2号議案「甘楽都市計画道路(3・4・6号小川塩畑堂線)の変更について」、説明します。お手元の議案書3・4ページを御覧ください。

本議案は、都市計画法第11条に規定する都市計画施設の中の「道路」を変更するもので、終点部から約700mの区間において、幅員構造について適正に見直すものです。

添付図面の図-5又はスクリーンを御覧ください。

総括図として、今回変更する小川塩畑堂線の位置を示しています。赤線で示した部分が今回変更する区間となります。

次に、具体的な変更理由と小川塩畑堂線の概要を説明します。議案添付図面の図-6又はスクリーンを御覧ください。

小川塩畑堂線は上信越自動車道の開通とともに町内の交通量が増加することを予測し、快適な生活環境を確立させるため計画された道路網の一部であり、現在においても高崎市及び安中市より甘楽町への主要なアクセス道路として位置づけられている路線です。

今回変更する区間の事業化にあたり、事業計画の検証を行った結果、歩道について、歩行者交通量や利用形態を踏まえ、幅員3.5mの両側歩道から片側歩道へ変更するとともに、停車帯について今後の沿道土地利用の考え方を踏まえ削除するなど、構造について見直しまして都市計画変更を行うものです。

また、本路線は車線数を定めていないため、新たに2車線ということで、車線数を決定します。

スクリーンを御覧ください。参考として変更前と変更後の、一般部の標準横断図を示しています。この変更により幅員は16.0mから9.75mになります。

お手元の添付図面の図-8又はスクリーンを御覧ください。

ただいま説明しました第2号議案については、今回の都市計画道路の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で第2号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程お願いします。

(議長)

本案にかかる御意見、御質問等をお願い致します。

(森田委員)

バイパスの高い位置をよく見ると段差があって、バイパス254の隅切のところですね。段差があるように見えるのですけれども、これはスロープですか。それとも段差でしょうか。もし段があるのだったら、3・3・1号も一緒に計画変更するという案もあったのかなと思うのですが、スムーズに歩道が繋がるのかどうか確認をさせて下さい。印刷でずれ

てるのかどうかよく分からないので。

(事務局)

ここ交差点ってなっていて、交差点を渡られた方が一度ここに溜まるという形で、歩行者が溜まっている滞留スポットが必要になります。こちら側に歩道がつきませんで、こちら側になりますので、ここから歩道でこちらへ渡ると。そういう形になりますので、そこに段差がつくのは工事上やむを得ないということで判断しております。

交差点の右側は、歩行者が渡る側で、止まって待っているスペースということで、必要なスペースと考えております。

(堺課長)

都市計画道路については整備率もまだ非常に低うございまして、今後とも整備率を上げていくといっても、非常に予算が限られている中で、今、県では都市計画道路の見直しのマニュアルを何年か前に策定を致しまして、県道を中心にとりあえず見直しを進めています。県道も、整備が担保されないとう縮小するか出ませんので、今回も事業が進むということが明らかになったところで見直しをして、今回の場合は用途が決まっていない白地の部分でございますので、両側歩道でどんどんやっていくというのは非常に非効率的でありますし、歩行者もそれほど、田園地帯でございますのでいないということで片側歩道で良いのではないかと考えていますが、用途地域内ですとか、市街化区域になると当然両側歩道、という当然考え方は今後とも堅持したいと思っております。今回以降、こういった事業計画、道路網見直しを順次進めていきたいと思っております。今度の都計審でもそういう案件がございますし、西毛広幹道等を中心にできるだけ実態にあった見直しを進めて参りたいということでございます。

(森田委員)

ガイドラインに沿って検討された結果だということですね。

(堺課長)

はい。

(議長)

それではないようですので、本案について、原案のとおり決定するという事で宜しいですか。

(異議なしの声)

(議長)

御異議ないものと認めまして、本案は、原案のとおり決定いたします。

第3号議案「前橋都市計画区域内（駒形町）産業廃棄物処理施設の敷地位置について」

（議長）

続きまして、第3号議案「前橋市都市計画区域内（駒形町）産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。

事務局から説明を求めます。

（事務局）

それではご説明させていただきます。まず、議案書5ページをご覧ください。

第3号議案「前橋市都市計画区域内（駒形町）産業廃棄物処理施設の敷地位置について」をご説明させていただきます。

産業廃棄物処理施設につきましては、建築基準法第51条で建築が制限されていますが、都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地位置が都市計画に支障がないと認めて許可した場合に限り建築できるようになっており、本案件は、この規定に基づいて許可申請がなされたもので、許可権者である前橋市長から本審議会に付議され、ご審議いただくものでございます。

それでは、施設の概要を説明させていただきます。

6ページをご覧ください。施設概要となっております。

名称 前橋市都市計画内（駒形町）産業廃棄物処理施設

用途地域 市街化調整区域

申請者住所氏名 前橋市駒形町 1344 番地 1

ソーラメタル株式会社 代表取締役 村上美紗子

所在地 前橋市駒形町字東築場 1344-1 他

敷地面積 3,411.77㎡

主な施設 産業廃棄物処理施設

処理能力 廃プラスチック類の焼却 一日あたり280kg

建築面積、申請部分は建物が全て既存になりますので440.39㎡、合計が1051.62㎡、

対象建築物の延べ面積共455.43㎡となっております。合計で1114.01㎡となっております。

申請の理由ですが、本施設は、処理能力が一日あたり100kgを超える廃プラスチック類の焼却施設であり、建築基準法第51条のその他政令で定める処理施設に該当することから、同法第51条ただし書きの許可の申請の申請を行おうとするものでございます。

それでは、施設の詳細につきましては、許可権限者であります前橋市建築指導課からの説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

（前橋市）

前橋市建築指導課の松嶋と申します。

第3号議案についての補助説明をさせていただきます。

申請者のソーラメタル株式会社は、昭和45年に村上金属として半田、非鉄金属及び特殊金属のり

サイクル事業を申請敷地で開始し、昭和60年にソーラメタル株式会社に社名を変更し現在に至っております。

事業内容は、電子部品の製造過程で発生する使用済みクリーム半田容器、酸化半田及びクリーム半田屑を有価物として引き取りそれらを焼却、溶融し、その後精製したものを再び半田製品として売却しております。

今回の申請は、環境問題への対応やプラスチック容器に対する処理責任などを明確にしたいとする、電子機器メーカーの強い要望もあり、これまで有価物として引き取っていた、クリーム半田の残りの量が非常に少ないプラスチック容器を、有価物ではなく産業廃棄物として処理を行おうとするため、現有施設を利用して廃プラスチックの焼却施設とするものでございます。

次に添付図面の説明をさせていただきます。スクリーンまたは図-9をご覧ください。

申請地の位置を示しております。図の上方向が北でございます。申請地は前橋市の中心部から南東へ約9km、JR駒形駅から南東へ約1.1km、北関東自動車道・駒形インターから東へ約0.7kmの広瀬川に面した場所に位置しております。

次のスクリーンまたは図-10をご覧ください。

申請地から100mの範囲の状況を示しております。図の上方向が北でございます。

赤色で示したのが今回の申請地で、市道・駒形下増田線と広瀬川に挟まれた場所でございます。

黄色で示したものは住宅で、申請地から50m以内に2戸ございますが、申請地の西側に隣接する住宅は、事業主の自宅であります。

申請地の北側に隣接する青色で示した施設は、産業廃棄物処理施設である株式会社ナカダイ、道路を挟んで南側に青色で示した施設は、葬儀施設である「こまがた聖苑」でございます。

主たる搬入・搬出路を緑色で示しましたが、主要地方道前橋館林線（通称駒形バイパス）から市道駒形下増田線を通る計画でございます。

次のスクリーンまたは図-11をご覧ください。

こちらは、申請地の状況でございます。赤色が申請地の境界線でございます。

敷地の中央に黄色で示した が焼却・溶融施設のある申請建物、 が焼却・溶融施設に付随する排煙設備でございます。いずれも既存施設で、建物の床面積は455.43㎡でございます。その他に、 の精製工場、 の事務所、 の休憩所、 の物置、 と の車庫が申請地内にあり、合計の延べ床面積は1,114.01㎡でございます。

搬入、搬出でございますが、南側の幅員16mの市道・駒形下増田線の青色の三角で示した場所から出入りを行います。

なお、駒形下増田線は両側に3.5mの歩道がございます。

次のスクリーンまたは図-12をご覧ください。

申請建物の平面図と廃棄物の処理工程図となります。

青色の矢印で示しますのが廃プラスチックの焼却処理の工程でございます。搬入された廃プラスチックは、入口左側の保管場所で一時保管された後、黄色で示してあります反射炉に投入し焼却いたします。

焼却温度を800度から1000度に保つことにより排ガス中のダイオキシン濃度を一定以下にしております。

排気ガスは、冷却設備を通り、温度を200度以下に冷却した後、集塵機、フィルターに入ります。ここで排気ガス中の煤塵、硫酸化合物、窒素化合物、鉛は除去され、高さ10mの煙突から排出され

ます。

廃プラスチックに付着していた半田は、反射炉で溶融し、取り出された半田は、隣の精製工場で精製され製品として売却されます。また、ノロや集塵機により取り出された集塵灰も、リサイクル業者へ有価物として売却されます。

なお、申請の反射炉で廃プラスチックの焼却処理を行わないときは、これまで通り有価物の焼却、溶融を行います。

次のスクリーンまたは図 - 13をご覧ください。

産業廃棄物処理施設の設置手順の概要でございます。

左上の「廃棄物処理施設の事前協議」につきましては、『前橋市廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程』に基づいて事前協議書を本市の環境部局に提出しており、大気汚染、騒音、振動、臭気等、おもに生活環境の保全上の見地から審査がされ、の現地調査からの関係者からの合意書取得を経て平成22年7月14日付けで設置許可の方向で事前協議が終了しております。

中央ピンク色の「建築基準法第51条の許可」について、本年10月14日に申請を受理し、本日の都市計画審議会に付議させていただいております。

今後の主な手続きといたしましては、右側の「建築基準法関係規定による手続」の都市計画法の開発許可、左側の「廃掃法に基づく施設の設置許可」、「施設の設置工事」、「施設の完成検査」を経て「産業廃棄物処理業の許可」となり、施設の運営開始となっていきます。

お手持ちの資料についての説明は以上でございますが、引続きスクリーンをご覧ください。廃棄物の搬入から排気ガスの排出までの処理工程図と各工程の写真でございます。の下段の写真は、廃棄物となるクリーム半田の空容器でございます。の写真は、廃棄物を焼却する反射炉でございます。

の写真は、焼却・溶融によって取り出される、半田及びノロでございます。の写真は、集塵機でございます。の写真は、集塵灰の搬出機及び集塵灰でございます。

次のスクリーンをご覧ください。申請地の現況写真です。上段左の写真は、申請地南側から施設を写したものでございます。上段右の写真は、搬入・搬出口を写したものでございます。下段左の写真は、北側にある株式会社ナカダイ側から施設を写したものでございます。下段右の写真は、申請建物となる工場及び排煙設備の写真でございます。

続いて、補足説明をさせていただきます。産業廃棄物中間処理施設の設置に伴う生活環境影響調査を行っておりますが、その報告書の中で、大気、騒音、振動、臭気のいずれの項目も規制値以内との評価が得られております。

また、許可後の作業内容も現在と変わることがなく、産業廃棄物として処理される廃プラスチックの予定処理量も月当たり0.5トンと少ないものであります。

以上のことを踏まえ、本計画施設が起因となり、新たに生じる生活環境への影響が少なく、その敷地位置が都市計画上支障がないものと考えられるため、本審議会へ付議したものでございます。

前橋市からの補足説明は以上でございます。

(事務局)

以上で3号議案の説明を終わらせていただきます。ご審議の程、宜しく申し上げます。

(議長)

それでは、質問をお願いします。

周辺の住宅との関係について説明がありませんでしたが。

(狩野委員)

住民同意の関係は大丈夫ですか。

(前橋市)

はい、先ほどの図面ですぐ隣に一軒住宅がありますけれども、これは事業者の住宅です。そして南側にもう1軒ございますけれども、こちらのお宅でも合意を頂いております。

(議長)

宜しいですか。

(議長)

それでは意見がないようなので、本案について都市計画上の支障なしとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長)

それでは異議ないものと認めまして、そのように決定致します。

(議長)

以上をもちまして、本日の議案の審議は終了致しました。

傍聴人及び報道関係者におかれましては、事務局の指示に従って。

4 その他

(平田委員)

一番最初に頂いた議案書によりますと、第4号議案があります。冒頭、会長の方から4号議案については今回は言及しないというお話がありました。

(議長)

傍聴人を退席させた方が宜しいですか。いた方が宜しいですか。

(平田委員)

3、4日前、この議案に対して近所の住人が何だかわかりませんが、非常にこの申請がでたらめであるというクレームが私のところに来まして、そういうことは分からなかったんでしょうか。これはもう一度よく県の方、又は前橋市に調査をして貰って、出し直しをして貰うとか、取り下げて貰うのが良いのではないかと感じたものですから、ご提案申し上げます。

(議長)

審議は終了していますので、一旦傍聴人は退席いただいて議論したいと思いますので宜しいですか。

(議長)

それでは傍聴人は恐縮でございますが、本日の審議は終了致しましたので、ご退席頂けますか。

それでは今、平田委員から出ました意見につきまして、こういう経緯がありましたということ。

(事務局)

一応、市の方から私どもの方に今回の付議について延期して頂きたいということで文書を頂いていますので、市の方から少し説明をさせて頂きたいと思います。

(前橋市)

審議先送りの理由としまして、廃棄物処理施設における今回の建築基準法第51条ただし書き許可の事務を進める上で、本事案におきましては廃棄物処理施設設置等事前協議が終了していることを要件としています。そこで、終了した議案書の添付書類・内容に不整合が生じ、現在も調査を行っているといった状況から、審議の先送りをお願いしているところでございます。

(平田委員)

書類の不整合ですか。

(前橋市)

書類の不整合としましては、事前協議書における計画地の地権者からの合意書の取得時期と、提出時期に不整合が生じていたということでございます。

(平田委員)

地権者かと思われるその方の言うには書類を作るのが強引でほとんど話を聞かずにきてしまったものですから非常にまずいという話をお聞きしました。今回これを審議していませんけれども、相当慎重に地域住民の意見なども前橋市さんで掌握なさって出し直すなりした方が良いのではないかと思います。以上です。

(議長)

そうすると、他には何かございますか。

それでは、最後に次回の期日等について、事務局から何かありますか。

(事務局)

例年、年度の第4回目の都市計画審議会3月の下旬ということをお願いをしていますが、

来年は県議会議員の選挙が予定をされていまして、こういった選挙を控えた前年度の都計審におきましては2月定例会の開会中にお願いをしております。議会事務局と協議もさせていただいたのですが、3月8日・9日であれば支障がないのではないかとという風に議会事務局の方からご回答いただいておりますので、一応8日か9日ということでご提案をさせて頂きたいと思っております。

(議長)

8日で支障がある方いらっしゃいますか。そうすれば、次回は3月8日に予定しておきますので。いつもどおり1時半で。

(事務局)

議案数が多少多いのですが、一応2時間程度で終了したいと思っておりますので宜しくお願い致します。

(議長)

火曜日でございます。それでは宜しくお願い致します。

以上を持ちまして本日の会議を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(閉会 14:30)

(議事録署名人)
